

# 生徒指導の充実

積極的な生徒指導の推進 — 小・中学校教育 —

生徒指導の充実を目指して — 高等学校教育 —

資料1 平成4年の少年非行  
(県警本部防犯警ら部少年課調べ)

区 分		年 別	平成4年	平成3年	増 減	増減率
非 行 少 年	刑 法 犯	犯罪少年	2,280	2,360	▲ 80	▲ 3.4
		触法少年	631	719	▲ 88	▲ 12.2
		小 計	2,911	3,079	▲ 168	▲ 5.5
	特 別 法	犯罪少年	233	329	▲ 96	▲ 29.2
		触法少年	6	4	2	50.0
		小 計	239	333	▲ 94	▲ 28.2
	ぐ	犯 少 年	37	41	▲ 4	▲ 9.8
	計		3,187	3,453	▲ 266	▲ 7.7

(注) ▲は減少を示す。以下同じ

## 積極的な生徒指導の推進

— 小・中学校 —

はじめに

福島県警の調べによれば、平成四年に県内で補導された非行少年は三千八百八十七人で、前年に比べ、二百六十六人(七・七パーセント)減少

したが(資料1参照)依然として楽観できない状況にあり、学校、家庭、地域社会の連携による青少年の健全育成の推進とともに、学校における生徒指導の一層の充実が求められる。

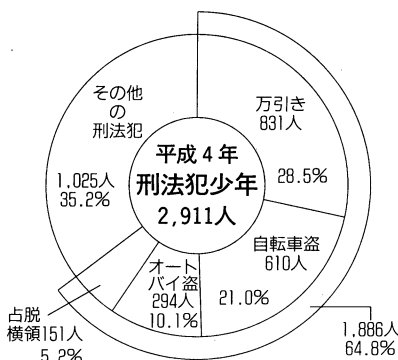
### 一 少年非行の特徴的傾向

本県における少年非行の特徴的傾向は次のようである。

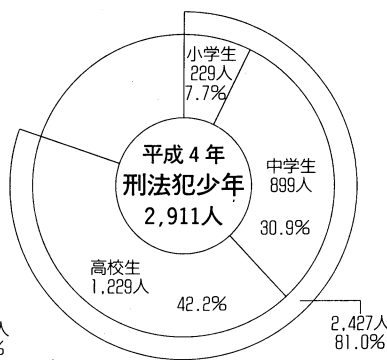
- 刑法犯少年は二千九百八十一人で前年に比べ、百六十八人(五・五パーセント)減少し、平成元年度以降連続して減少している。(資料1参照)
- 刑法犯少年のうち、小・中・高校生の非行が全体の八十一・〇パーセントを占め、中・高校生が依然として非行の中心をなしている。(資料2参照)

なお、中学生が減少したのに対して高校生が増加している。○万引きや自転車盗などの初発型非行は千八百八十六人で、前年に比

資料3 刑法犯少年の初発型非行の割合



資料2 刑法犯少年の学識別構成



(県警本部防犯警ら部少年課調べ)

べ、二百三十一人(十・九パーセント)減少したが、刑法犯少年全体の六十四・八パーセントを占め、非行の中心となっている。(資料3参照)

初発型非行は規範意識の乏しい少年によって容易に行われており、集団化、常習化しやすく、本格的な非行への入り口となること